

## 都市計画税の使途について

都市計画税とは、都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用の一部を負担していただくための目的税です。

主な使途としては、街路整備事業、公園整備事業、下水道整備事業、土地区画整理事業などがあり、以下の都市計画事業に要する経費に使わせていただきます。

なお、各都市計画事業への充当方法は、一般財源総額に対する各事業の一般財源の割合により按分して算出しています。

**【歳入】都市計画税** 11億6,366万円

**【歳出】都市計画事業費** 15億8,530万8千円

(単位 千円)

都市計画事業	令和8年度 予 算 額	財 源 内 訳			一般 財 源	都市計画税 充 当 額		
		特 定 財 源		その他の 支 出 金				
		国・県 支 出 金	市 債					
街 路 整 備	0	0	0	0	0	0		
公 園 整 備	266,736	0	0	1,049	265,687	216,092		
下 水 道 整 備	469,695	0	0	2,761	466,934	379,760		
土地区画整理	558,425	88,372	57,500	4,860	407,693	331,585		
地 方 債 償 還	290,452	0	0	0	290,452	236,223		
そ の 他	0	0	0	0	0	0		
合 計	1,585,308	88,372	57,500	8,670	1,430,766	1,163,660		

## 森林環境譲与税の使途について

森林環境譲与税とは、森林の間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用とするため、令和元年度に新設されたものです。

令和8年度も基金への積立は継続しますが、基金の一部を以下の経費に使わせていただきます。

**【歳入】森林環境譲与税** 1,262万4千円

**【歳出】森林環境整備基金積立金** 1,307万1千円

<b>【基金充当事業】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「富士見・ときがわ交流の森」森林整備事業 99万9千円</li> <li>・ときがわ町での植林体験 31万8千円</li> <li>・ときがわ町産材を使用した木工製作体験 2万2千円</li> </ul>
-----------------	--